

令和 7 年度

国民健康保険税の仕組み

令和 7 年度の国民健康保険税の税率等は以下のとおりです。

◆ 年間保険税額の算定について

年間保険税額は、国保加入者の全員の医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の合計金額で、それぞれ、所得割、均等割、平等割(医療給付費分のみ)を合わせた金額です。

世帯の年間保険税額

=

医療給付費分

加入者の医療給付費などに
充てられる保険税

課税限度額
66万円

所得割額

加入者の課税所得額の
合計の 7.50%

均等割額

加入者 1 人につき
年間 19,400 円

平等割額

1 世帯につき
年間 26,000 円

保険税の納付を口座振替にすると、
納め忘れがなくなり便利です。

+

後期高齢者支援金等分

後期高齢者医療制度を支援
するための保険税

課税限度額
26万円

所得割額

加入者の課税所得額の
合計の 2.43%

均等割額

加入者 1 人につき
年間 10,700 円

+

介護納付金分

40 歳以上 65 歳未満の加入者
の方が納める介護保険料

課税限度額
17万円

所得割額

加入者の課税所得額の
合計の 2.33%

均等割額

加入者 1 人につき
年間 13,800 円

◆ 課税所得額の算出方法

令和 6 年中の
総所得金額等

—

基礎控除
(43 万円)

=

課税所得額

※ 加入者 1 人ずつ課税所得額を算出します。
※ 総所得金額等とは、地方税法に規定する総所得金額(事業所得、不動産所得、
配当所得、給与所得、雑所得、一時所得など)及び土地・建物等に係る長期・
短期譲渡所得、株式等の譲渡・配当所得などの金額です。
<算出例> ・給与所得＝給与収入－給与所得控除
・事業所得＝事業収入－必要経費
・雑(年金)所得＝公的年金収入－公的年金等控除額

お問い合わせは
上越市役所 国保年金課 へ
電話 025-520-5714 (直通)

◆ 納税義務者は世帯主です

- 国保の加入者がいる世帯では、世帯主が国保の加入者であるなしにかかわらず、世帯主が国民健康保険税の納税義務者です。

◆ 国民健康保険税の納付について

- 7 月に決定(確定賦課)する年間保険税額を 7 月(第 1 期)から翌年 3 月(第 9 期)までの納期で納付してください。

◆ 社会保険加入など健康保険の資格に変更があった場合は届出が必要です

- 勤務先の健康保険へ加入した場合、国保喪失の届出が必要です。14 日以内に届出してください。
(届出の際には国保喪失される全員の社会保険の保険証、資格確認書又は資格情報のお知らせを提示してください)原則として、届出の翌月に保険税を精算し、決定(更正)通知書を送付します。
本通知書が届くまでに納期限を迎える期については、変更前の税額で納付してください。

◆ 確定申告、市・県民税申告等の所得の申告をお願いします

- 保険税の計算、保険税の減額(軽減制度)判定、高額療養費支給の限度額判定を適正に行うためには所得の申告が必要です。
- 収入が少ない場合や非課税所得(障害年金や遺族年金等)だけの場合であっても、所得の申告がないと、保険税の軽減等が受けられません。

◎保険税の軽減について

世帯主と国保加入者の令和 6 年中の総所得金額等の合算額により、保険税の均等割額と平等割額の 7 割、5 割又は 2 割が軽減されます。

	世帯主(国保に加入していない世帯主を含む)と国保加入者の令和 6 年中の総所得金額等の合算額	均等割額	平等割額
		軽減割合	
①	43 万円+10 万円×(給与所得者等の数-1) 以下の世帯	7 割	
②	上記①の金額を超え、次の算式で求めた金額以下の世帯 43 万円+(30.5 万円×国保加入者数)+10 万円×(給与所得者等の数-1)	5 割	
③	上記②の金額を超え、次の算式で求めた金額以下の世帯 43 万円+(56 万円×国保加入者数)+10 万円×(給与所得者等の数-1)	2 割	

※軽減該当の判定期日は、4 月 1 日(途中加入世帯は加入時)です。
※土地建物等の譲渡所得の特別控除及び事業所得等の専従者控除は考慮しません。
※給与所得者等の数とは、国保加入者及びその属する世帯の世帯主のうち、給与所得を有する人(55 万円を超える給与収入を有する人)の数と公的年金等に係る所得を有する人(65 歳未満は 60 万円を、65 歳以上は 125 万円を超える公的年金等の支給を受ける人で給与所得を有しない人)の数の合計数をいいます。
※国保加入者数には、国保から後期高齢者医療保険に移行した人(旧国保被保険者)を含みます。

- ◆子育て世帯の経済的負担軽減の観点より、未就学児の均等割について、2 分の 1 が減額となりました。上記軽減(7・5・2 割)が適用された世帯は、軽減後の未就学児の均等割額が 2 分の 1 に減額されています。
- ◆出産または出産予定の被保険者に係る産前産後期間の所得割額と均等割額を届出により軽減します。
- ◆震災や火災などの災害、事業の廃業等による所得の著しい減少、その他特別な事情がある場合、申請による減免制度もありますので、ご相談ください。

令和7年度の国民健康保険税の納付について ※普通徴収の納期限は原則毎月末日です。末日が土曜・日曜・祝日など休日の場合は次の平日となります。 ※口座振替で全期前納の場合は、7月31日に第1期分から第9期分までを振替します。

納付書又は口座振替による納付 (普通徴収)	納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	納期				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
	納期限				7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	1月5日	2月2日	3月2日	3月31日
年金天引きによる納付 (特別徴収)		4月15日		6月13日		8月15日		10月15日		12月15日		2月13日	

◎納付書又は口座振替による納付の場合は、年間(12 か月分)の保険税額を 9 分割し、納期ごとに納めていただきます。